

生徒心得

この生徒心得は、生徒諸君が、明るく楽しい学校生活を送るための最小限のきまりです。以下の心得をよく読んで、充実した高校生活を過ごしてください。

I 学校生活

1. 登校、下校について

- (1) 8時30分までに登校し、18時00分下校とする。
ただし、先生の指導がある場合は延長を認め、19時10分完全下校とする。
- (2) 始業後は、下校時まで校外に出ない。やむを得ず外出する場合は学級担任と生活指導部の許可を得る。
- (3) 休日は部活動その他やむを得ない場合以外は、原則として登校しない。

2. 校舎・校具等の使用について

- (1) 校舎・校具を使用するときは担当の先生の許可を得る。
- (2) 校舎・校具等を破損したときは直ちに担当の先生に申し出て、個人又はグループの責任において弁償する。
- (3) 火気を使用するときはその場所の火気取締り責任者の許可を得る。

3. 諸手続きについて

- (1) 欠席 … ① 欠席するときは事前に学級担任に届け出る。やむを得ない理由で当日欠席するときは、保護者が8時20分までに学校に連絡する。
② 考査中の欠席は事前に学級担任に届け出る。病気による欠席の場合は、通院を証明するもの（領収書・薬袋等）の提出を必要とする。
- (2) 遅刻 … 生活指導部で遅刻手続きをして、教科担任に示して入室する。
* 正当な理由のない遅刻回数が多い場合の指導等については、別に定める。
- (3) 早退・外出 … 学級担任の許可を得た上で、生活指導部で手続きをする。
- (4) 見学 … 見学する場合は事前に当該教科担任に願い出て許可を得る。病気療養中のため見学が長期にわたるときは診断書を提出する。
- (5) 忌引 … 忌引の届け出は欠席の場合に準ずる。なお、日数は次のとおりである。
① 父母：7日以内 ② 祖父母・兄弟姉妹：3日以内 ③ 伯叔父母・曾祖父母：1日以内
- (6) その他 … 休学・復学・転学・退学については、学級担任を通じて、所定の願いを学校長に提出する。

II 風 紀

1. 服装について

- (1) 登校から下校までは、男女とも学校指定の制服（校章マーク入り）を正しく着用する。
○学校指定A（詰め襟学生服 上下）
＜冬季＞ 黒色詰め襟学生服、白カッターシャツ、スラックス（ワンタック可）
＜夏季＞ 長袖または半袖白カッターシャツ、スラックス（ワンタック可）
○学校指定B（セーラー服 上下）
＜冬季＞ 濃紺セーラー服、ネクタイ（成形型）、スカート
＜夏季＞ 長袖または半袖白色セーラー服、ネクタイ（成形型）、スカート
- (2) その他の注意事項については以下の通りである。
＜靴 下＞ 白、黒、紺、グレーを基調とする。
＜履 物＞ 通学時は、華美でない靴・シューズ等（ハイヒール、厚底靴、サンダル等は禁止）とする。
校内では、学校指定の履き物とする。
＜制服の中に着るもの＞ 白、黒、紺、グレー、ベージュを基調とする。
ただし、制服からはみ出ないように着用する。
＜制服の外に着る防寒具＞ 華美でないもの。
＜装飾品＞ 装飾品は身につけてこない。

2. 頭髪について

頭髪、身なりは、清潔で高校生らしい端正なものとする。

(1) 男子の長さについては以下の通りである。

前…目にかからない 後…学生服の襟まで 横…耳の半分まで もみあげ…耳下の延長線まで

(2) 女子の長さについては以下の通りである。

前…目にかからない（ピン留め可） 横・後…肩より長い場合は束ねることが望ましい

髪留めは、ゴム・ピンのみ可（色は黒・紺・茶が望ましい）

(3) 男女とも、頭髪の染色や過度な変形、眉そりや眉加工は禁止とする。

3. 風紀指導について

(1) 通常指導の他に、風紀検査を事前に告知し、年8回行う。

(2) 風紀検査の項目、および風紀検査不合格者の事後指導等については、別に定める。

4. 持ち物について

(1) 学校生活に不必要なものは、持ち込まない。また、貴重品等の管理を徹底する。

(2) スマートフォン・携帯電話等の使用規定は以下の通りである。

① 朝のSH以降、帰りのSH終了後まで使用を禁止する。（電源を切り、カバンの中に入れておく）

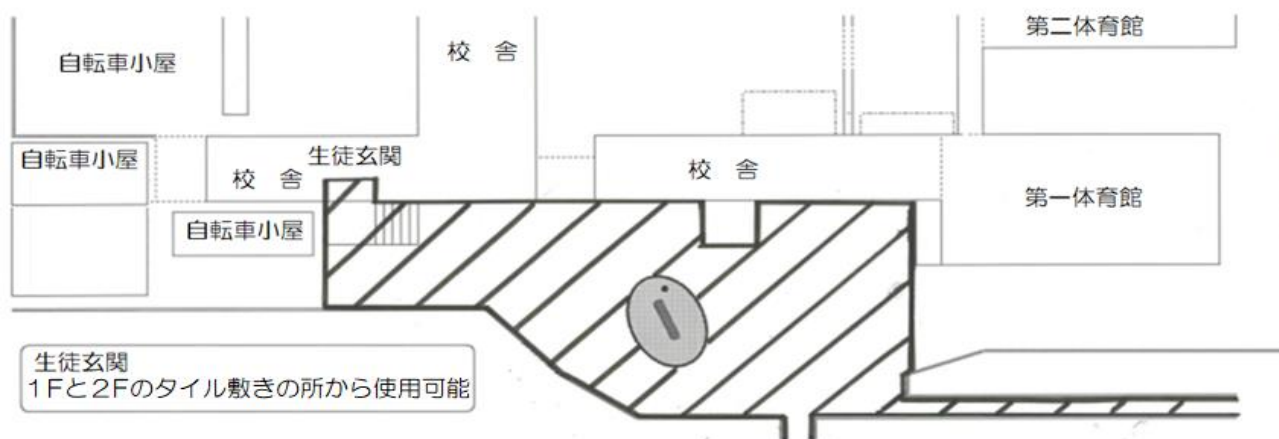
なお、休日や長期休業期間中の課外授業の日も同様とする。

② 部活動時の使用を禁止する。

③ 帰りのSH終了後については、指定場所<下図参照>でのみ使用を許可する。

④ 使用規定に違反した場合の指導等については、別に定める。

* スマートフォン等の使用可能場所（帰りのSH終了後に限る）



Ⅲ 交 通

1 交通法規・交通道徳を守り、安全を確保する習慣を養う。

2 自転車通学希望者は、生活指導部に願い出て許可を得る。

3 バイク、自動車の免許取得及びその使用は禁止する。ただし、3年生の就職内定者は2学期の終業式以降に、進学先決定者は3学期の学年末考査終了日以降に、生活指導部に届け出て免許を取得することができる。

Ⅳ 校外生活

1 法律はもちろん、県及び市町村の条例も堅く守る。

2 アルバイトは原則として禁止する。ただし、特別な事情のある生徒は学級担任を通じて生活指導部に相談する。

3 娯楽場（カラオケボックス、ゲームセンター等の遊技場）、喫茶店（マンガ喫茶も含む）、酒を提供する店等への出入りは禁止とする。